

昭和九年三月廿六日

日本労働組合会議

各地方協議会御中

各加盟団体メーデー委員会御中

各省

昨日(三月廿五日)開催の組合会議第三回執行委員会に於て本年度メーデーに付いての如く決定  
いたしまして右に基つきメーデー実行される事を希望します

(1) スローガン

- (一) 日本労働組合会議執行部決定スローガンは左の如し
- (二) 労働組合主義の確立
- (三) 一日八時間一週四十八時間制の実施
- (四) 最低賃銀の確立
- (五) 累進諸法令の改廃
- (六) 労働組合法を制定せよ
- (七) 言論、集会、結社、出版の自由要求
- (八) 失業者の生活保護

右以外のスローガンは其地方の情勢に依りて地方協議会又は組合会議加盟団体メーデー委員会に於

て決定し追加せられし

尚参考値に當日組合会議執行委員会に於て審議の上りたる白記せる以外カスローガン候補者左に  
列記する

- (イ) 第十五回メーデー万才
- (ロ) 全産財との徹底的抗争
- (ハ) 自主的船隻保険法の実施
- (ニ) 民族的封建的差別撤廃
- (ヘ) 立業、土地取上、立毛、勤産差押絶対反対
- (ホ) 一切の反動ファシズム粉砕
- (ト) 暗殺戦線の一
- (カ) 二重搾取制度の撤廃
- (チ) 暗殺戦線の一
- (ク) 全産財団体保険絶対反対
- (コ) 平価切下げ絶対反対

(2) ポスター

組合会議書記部より採製配布する

(3) 宣言及決議

各地方に一任

(4) 参加団体の範囲

原則として組合会議加盟団体に限るもその地方の状況及歴史の事情に於て組合会議に加盟せざる団  
体と雖もその主義主張方針に於て組合会議と対立せず、メーデーのスローガン、宣言決議等を作成  
し統一一致の行動をとらうるものはこれを参加せしむるを得

以上